令和８年（フ）第５８０４号
大阪府池田市桃園１丁目２番９号　静和荘
債務者　奥田　加也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８３９号
大阪府茨木市上野町18番10号
債務者　藏谷　直樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８５４号
大阪市西淀川区出来島１丁目８番21号　ピア西淀川Ｃ棟　301号室
債務者　安藤　智春
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８６９号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目11番３－908号
債務者　児嶋真由美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８５１号
神戸市兵庫区上沢通４丁目１番18―305号
債務者　窪田　真季
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４８号
神戸市灘区船寺通６丁目１番21―502号
債務者　高井　　覚
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９３号
神戸市垂水区桃山台４丁目８番地の８　グリーン桃山台Ｂ―203号、従前の住所兵庫県尼崎市武庫町２丁目８番12号　プラシード武庫町101
債務者　竹原　誠也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９号
熊本県八代市麦島西町８号17番地（101）ファーストステージ
債務者　片山日向子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２６４８号
横浜市青葉区新石川３丁目５番地１　パールモアたまプラーザ101
債務者　太田　　実
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８６号
青森市橋本３丁目10番17号
債務者　田村　　潤
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９９号
青森県むつ市大畑町上野96番地181
債務者　石橋　麗子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０１号
青森市千刈３丁目21番11号　サンビレッジ千刈101号
債務者　稲見　吉高
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字田園一丁目９番地７　メゾンコージⅡ―207号、旧住所青森県弘前市大字末広五丁目４番地31　サイレントパークＢ―203号
債務者　三上　捺輝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３００号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番17号　コーポサカタ　202号
債務者　佐々木昭仁
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０１号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番17号　コーポサカタ　202号
債務者　佐々木紗夜香
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

令和５年（フ）第６０３９号
東京都新宿区高田馬場４丁目40番11号　ユニゾ高田馬場看山ビル10Ｆ
破産者　株式会社ＡｓｕＧａｔｅ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５１０９号
東京都江戸川区中央４丁目５―28　新開荘
破産者　堀　　隆紀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部